



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料2-1

## 規制改革推進会議 保育・雇用WG資料

規制改革推進会議意見(平成31年4月22日)に関連する  
厚生労働省施策の状況について

令和元年5月13日  
厚生労働省

# 外国人就労・定着支援研修事業の概要

## 事業目的

日系人等の定住外国人は、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多い。

このような状況を踏まえ、定住外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図る。

## 研修対象者

定住外国人(安定的な雇用に就くことが困難な者等)

## 研修内容

以下のような内容の研修を実施

- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識 等

## 研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

## 実施規模

平成31年度における受講者数及び実施地域数(計画数)は以下のとおり。

実施コース 250 コース(平成30年度実績:259 コース)

受講者数 5,000 名(平成30年度実績:4,311 名)

実施地域数 20都府県100地域(平成30年度実績:17都府県91地域)

## コースの追加

平成31年度からは、国内企業で就職する外国人留学生等を対象としたコースを追加

➤ 東京、愛知、大阪、福岡の4地域で実施

日本語講義



就労講義



職場見学



## 過去の事業実績

### 外国人就労・定着支援研修事業

[H27年度] 受講者数 4,106 名 (全国84地域、247コース)

[H28年度] 受講者数 4,450 名 (全国94地域、260コース)

[H29年度] 受講者数 4,221 名 (全国91地域、265コース)

[H30年度] 受講者数 4,311 名 (全国91地域、259コース)

# 求職者支援制度について

## 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
    - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
    - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
    - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

## 対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、
    - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
    - ・ 雇用保険の適用がなかった者
    - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等
- が対象

## 訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

## 給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費及び寄宿する際の費用(ともに所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

## 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。